

会議録

会議の名称	令和5年度 白岡市国民健康保険運営協議会（第1回）															
開催日	令和5年8月9日（水）															
開催時間	午後1時30分 開会・午後3時30分 閉会															
開催場所	白岡市役所4階 特別大會議室															
議長の氏名	佐々木 操															
出席者の氏名・ 出席者数	<p>【委員】</p> <p>(1号) 稲垣 操 宇治田 忠昭 木村 敏博 安田 秀隆 (2号) 野本 順一 渡邊 昇子 (3号) 佐々木 操 松本 利明 宮野 之寛 矢島 静江 (4号) 脇之園 明子 鈴木 道広</p> <p style="text-align: right;">12名</p> <p>【副市長】</p> <p>椎木 隆夫</p>															
欠席者の氏名・ 欠席者数	<p>(1号)</p> <p>(2号) 北村 秀和 牧野 博司</p> <p>(3号)</p> <p>(4号) 野地 将司</p> <p style="text-align: right;">3名</p>															
出席職員の氏名 (事務局)	<p><司会></p> <p>健康福祉部長 欠席</p> <p><説明員></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">保険年金課 課長</td> <td style="width: 30%;">吉田 恒久</td> <td style="width: 30%;">田口 明雄</td> </tr> <tr> <td>保険年金課国民健康保険担当主幹</td> <td></td> <td>小川 一也</td> </tr> <tr> <td>保険年金課国民健康保険担当主幹</td> <td></td> <td>田林 清香</td> </tr> <tr> <td>保険年金課国民健康保険担当主査</td> <td></td> <td>森島 直希</td> </tr> <tr> <td>税務課徴収管理担当主幹</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	保険年金課 課長	吉田 恒久	田口 明雄	保険年金課国民健康保険担当主幹		小川 一也	保険年金課国民健康保険担当主幹		田林 清香	保険年金課国民健康保険担当主査		森島 直希	税務課徴収管理担当主幹		
保険年金課 課長	吉田 恒久	田口 明雄														
保険年金課国民健康保険担当主幹		小川 一也														
保険年金課国民健康保険担当主幹		田林 清香														
保険年金課国民健康保険担当主査		森島 直希														
税務課徴収管理担当主幹																
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 質問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 令和4年度白岡市国民健康保険特別会計決算（案）について イ 白岡市国民健康保険税の税率の改正について <p>(2) その他（報告事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について 															

	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税条例一部改正の専決処分について ・データヘルス計画に基づく保健事業の状況について ・第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について <p>4 閉会</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度白岡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概況（案） [資料1]、[資料1参考] ・白岡市国民健康保険税の税率の改正について [資料2] ・令和5年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）に関する説明書 [資料3] ・国民健康保険税条例一部改正の専決処分について [資料4] ・データヘルス計画に基づく保健事業の状況について [資料5] ・第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について [資料6]
議事の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
司会（課長）	<p>本日は、委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今より、白岡市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、椎木副市長から御挨拶を申し上げます。</p>
副市長	(挨拶)
司会（課長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、佐々木会長から御挨拶をいただきたいと存じます。</p>
会長	(挨拶)
司会（課長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に報告がございます。</p> <p>今年の3月末の人事異動等に伴いまして、3号委員1名と4号委員2名に変更がございました。</p> <p>新任委員の紹介及び委嘱書交付、委員の挨拶</p>
	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、副市長でございますが、大変申し訳ございませんが、公務のた</p>

	<p>め、ここで退席させていただきますので、御了承を賜りますようお願ひします。</p> <p>続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。</p> <p>(職員紹介・挨拶)</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、本日の会議でございますが、現在の出席委員の数は、12名でございます。定足数に達しておりますので、会議が成立いたしますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、次第の「3議事」に移ります。</p> <p>なお、本日の会議資料は、事前に郵送させていただきました「次第」、「資料1~6」、「委員名簿」でございますが、当日配布資料として、「出産した被保険者等に係る国民健康保険税の免除措置制度」、「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）【原案】」及び埼玉県国民健康保険団体連合会から提供されました「国民健康保険の概要」及び「埼玉の国保」につきましても、お配りしておりますので、併せて御確認をお願いします。</p> <p>それでは、よろしく御審議のほどお願ひいたします。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、白岡市国民健康保険に関する規則第5条第1項の規定により「会長がその議長となる。」とされておりますので、佐々木会長に議長をお願いいたします。</p> <p>それでは、佐々木会長よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>はじめに、会議録作成のため、会議内容を録音することにつきまして、御了解をいただきたいと存じます。</p> <p>また、本日の会議につきましても新型コロナ対策等を考慮し、着座のまま説明・質疑をお願いするとともに、できうる限り短時間の会議となりますよう、御協力をお願いします。</p> <p>それでは、次第に従いまして、進行いたします。</p> <p>はじめに、諮問事項でございます「（1）令和4年度白岡市国民健康保険特別会計決算（案）について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案の「令和4年度白岡市国民健康保険特別会計決算（案）について」御説明いたします。</p> <p>お手元の資料1を御覧ください。</p>

資料1は、「令和4年度白岡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概況について」でございます。

また、資料1参考については、8月31日開会の白岡市議会9月定期会に提出する予定の議案内容と同じものでございまして、「令和4年度白岡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書（案）」でございます。

それでは、御説明させていただきますので、資料1の1ページをお開き願います。

はじめに、「被保険者の状況」について、御説明させていただきます。

本年度を含む過去5年間の被保険者数や世帯数の推移をお示ししてございますが、被保険者数、世帯数ともに年々減少傾向となってございます。

このうち、医療費水準が比較的高い前期高齢者につきまして、全体に占める割合は令和2年度まで上昇傾向でしたが、団塊の世代が75歳到達で後期高齢者医療に移行していることもあり、令和3年度からは僅かながら減少傾向に転じています。なお、高齢者の増加が1人当たり医療費の増加要因ともなっていることから、今後も注視していきたいと考えています。

次に2ページを御覧ください。

国保の加入・脱退における異動事由別の増減をお示ししているものでございます。

主な増減事由としては、増加については社保離脱に伴う国保への加入であり、減少については、75歳到達による後期高齢者医療制度への移行によるところでございまして、先程御説明の団塊の世代の影響によるところでございます。

恐れ入りますが、資料の3ページ目をお開き願います。

保険給付費等の状況として、医療費の状況についてお示ししてございます。

医療費につきましては、被保険者数の減少に比例して、年々減少傾向となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が顕著となりました令和2年度については、平年と比較して大きく減少が見られるところとなっております。

また、令和3年度については、前年度の反動もあり大きく増加し、令和元年度並みの支出額となっておりますが、被保険者数の減少も大きかった令和4年度には再び減少しているところでございます。

次に4ページを御覧ください。

被保険者に対する保険給付費（7割・8割分）の状況でございます。

保険給付費も先程御説明させていただきました医療費と同様の減少傾

向となっておりますが、1人当たりの給付額につきましては、コロナ禍の令和2年度と反動があった令和3年度を除き、概ね増加傾向となってございます。

1人当たり給付額の増加につきましては、診療の頻度などが高くなる傾向のある高齢者率の増加に伴い、上昇傾向となるほか、医療技術の進歩に伴う診療費自体の上昇が増加の要因となっており、今後もこの傾向が続くことが見込まれております。

恐れ入りますが、資料の5ページ目をお開き願います。

国民健康保険税の賦課徴収状況につきまして御説明させていただきます。

国民健康保険税の調定額及び収入額につきましても、被保険者数の減少に比例して年々減少が続いております。

なお、平成30年度においては、特に滞納整理等の強化を図ったことから、滞納分の収入額も大きくなりましたが、不納欠損額についても、大きな処分額が計上されております。

また、不納欠損額について、令和元年度以降は大きく減少しております。

令和3年度及び4年度に関しましては、収納率が若干低下しておりますが、収納の担当である税務課において、財産調査や差し押さえなども含めた適切な滞納整理を実施いただいた結果、収納率に関しても県内で上位の水準が維持できている状況でございます。

次に6ページを御覧ください。

保険税の1人当たりの調定額等でございますが、白岡市においては、国民健康保険制度が大きく改革された平成30年度の都道府県化の際に課税方式の見直しも含めた税率の引上げを行いましたことから、1人当たりの調定額なども増加しておりますが、以降はコロナ禍の影響なども踏まえ税率については据え置きとしておりますことから、ほぼ横ばいで推移しております。

なお、埼玉県から毎年示されます「標準税率」に対しまして、白岡市の現行税率は不足を生じております。また、埼玉県が県内の国民健康保険事業の運営方法等を定める「第3期国保運営方針」におきましては、令和9年度を国民健康保険税率の準統一年度と定めておりまして、県内の全市町村が県の定める標準税率（各市町村ごとに定められた標準税率）を各市町村の税率として設定することが求められております。このことから、この後の諮問事項として御説明をさせていただきますが、令和6年度及び6年度以降の賦課における税率改正等の実施を予定しているところでございます。

次に、保険税の滞納分に係る延滞金の徴収実績につきまして、直近5

年間の実績をお示ししてございます。

未納額の圧縮や適切に滞納整理を進めた結果、延滞金の額も縮小傾向となっている状況です。

次に新型コロナウイルス感染症の関連ですが、国民健康保険税については、国の財政支援の基準に則り、令和2年2月1日以降の納期到来分から、対象者から減免申請書を提出いただいたうえで減免を実施しており、実績等はお示ししたとおりとなってございます。

傷病手当金についてでございますが、国保税の減免と同様、国の示す支給基準に則り、新型コロナウイルス感染症に罹患された方に対しまして、支給を行ってございまして、実績は資料にお示ししたとおりとなってございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の区分が2類から5類に引き下げられ、国の財政支援措置も終了となりましたことから、令和5年5月8日以降は国保税の減免及び傷病手当金の支給とともに白岡市でも終了したところでございます。

恐れ入りますが、資料の7ページ目をお開き願います。

決算額の推移につきまして御説明させていただきます。

令和4年度の決算額は、

歳入総額、4,591,410,555円

歳出総額、4,359,274,016円でございまして、

歳入歳出差引額は、232,136,539円でございました。

決算額の傾向ですが、先程から御説明を申し上げましたように、被保険者数の減少に比例して、決算額も年々減少傾向となってございます。

また、令和2年度の決算額が大きく減少し、令和3年度に増加しておりますのは、先程から御説明申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響によるものでございまして、令和4年度は減少傾向に戻ったものと考えております。

資料下のグラフを御覧ください。

資料下のグラフにおきまして、破線と実線の折れ線でそれぞれ、国保税と事業費納付金をお示ししております。両グラフの差が小さくなるほど財政運営は健全な状態ですが、差が大きくなるほど財政運営は厳しくなるものでございます。令和2年度以降、グラフの差が大きくなっていますことから、国保税と事業費納付金について、差が大きくならないよう税率の引き上げ等が必要であると考えております。

資料の8ページを御覧ください。

データヘルス計画に基づく保健事業の状況として、白岡市の特定健康診査の受診率の推移と特定保健指導の実施率の推移をまとめたものでございます。

特定健診でございますが、受診率の向上を図るため、自己負担を廃止し無料化としたほか、専門的な事業者への委託を行い、適切な受診勧奨を行うなどの施策により、令和元年度までは順調に受診率の向上が図れておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度受診率が大きく減少し、以降回復基調ではあるものの未だに最高値を下回っている状況です。

また、特定保健指導に関しては、特定健診の結果により、腹囲その他の数値が一定を超えていたかたについては、生活習慣病等の発症リスクが高いことから、生活習慣や食事等の改善をするため、対象者への勧奨を行っておりますが、実施率は目標値を下回っております。

本市のデータヘルス計画におきましては、令和4年度の目標値はそれぞれ、特定健康診査受診率目標56%、特定保健指導の実施率目標55%としておりましたが、引き続き乖離が大きくなっています。

未だ、新型コロナウイルス感染症の影響は残るもの、今後も受診率等の向上のため効果的な勧奨方法等を模索しながら受診勧奨を続けてまいります。

以上で令和4年度の国民健康保険特別会計決算に関する説明を終了させていただきます。

なお、前年度と同様、資料1参考を添付しており、説明は省略させていただきますが、歳入歳出の主要な施策等について記載させていただいているので、御確認をお願いしたいと存じます。

それでは、よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員

決算の資料の中の5ページについて、平成30年度から令和4年度までの調定額、収入済額等が記載されていますが、この中の不納欠損額に着目しています。

令和3・4年度の欠損額を見ますと、ともに6百万円台の欠損額が発生しています。欠損額については過去にも質問し、お聞きしておりますが、督促・催告等を行ったけれども、いろいろ理由があって支払いがされず、市役所サイドでも徴収が困難（不能）であると認めてしまったもので、言い方を変えれば不良債権で貸し倒れになってしまったものと理解しています。

6ページの一人当たり収納額を見ると、約10万円／人の収納額ですので、毎年60の方の保険税の徴収を諦めているのかと思います。過去には平成30年度決算で1億円近くの欠損額が生じていた時もあり、

その時は平年と異なる特殊な事情が影響していたと説明がありました
が、6百万円でも驚くような金額です。今話題の中古自動車販売などでも
そうですが、通常は保険料を払わないと保険の支払いを受けられない
ものですが、国保については、支払いをしなくても保険の給付を受けら
れるのかと疑問に思います。

なお、保険税を支払わない方がいると、結果として保険税の上昇に繋
がってしまいます。過去には、法定外の繰入によって赤字の補填を行つ
ていた時期があり、こういった補填があれば保険税が上昇することはあ
りませんが、法定外繰入金を止めるという意向のようであり、こうなる
と保険税の増額しかなくなります。ですので、この欠損額を0円に近づ
けることはできないのかと、資料を見て思っています。

それを踏まえて質問させていただきます。自分の納付方法もそうです
が、口座引き落としにすれば、支払い漏れもなくなり、徴収漏れの防止
になると思いますが、口座引き落としを申し込んでいる方はどれ位いる
のでしょうか。

2つ目の質問ですが、この欠損額を発生させないための目標です。毎
年仕事をやるにあたって、民間事業者であれば、目標管理を掲げて仕事
を行います。市では、不納欠損額を減らすためにどのような目標を設定
されているのかについてお尋ねします。

事務局

収納担当の税務課からお答えします。

まず、1点目の口座振替の件ですが、令和4年度の実績で金融機関に
口座振替を依頼した件数は18,701件でございます。

普通徴収の方のうち、口座振替で納付をしていただいた方の割合は約
47%でございましたので、口座振替でなく、納付書での支払いをされ
た方は約53%でした。

次に、2点目の目標設定につきまして、市としても不納欠損額につい
ては0円を目指したいところではございますが難しい状況もございま
す。例えば、前年度に所得があった方については、前年度の所得を参考
にして、保険税だけでなく、（住民税等の）納税をお願いしているとこ
ろでございますが、収入状況に激変があり、現在収入がなく、生活保護
の一歩手前になってしまった方や外国人の方で国外に帰られてしまった
場合などに関しては、徴収が困難となってしまうことから、やむを得ず
不納欠損処理を行うこととなります。

委員御指摘のとおり、不納欠損処分については適切に対応すべきもの
と考えておりますので、徴収できる範囲で引き続き努力を続けてまいり
たいと考えています。

委員	<p>口座引き落としについては、概ね半分弱の方が申し込んでいるとのことでしたが、もう少し広げていく取組みをされたらありがたいのではないかと思います。</p> <p>2点目の目標については、もう少し具体的な目標を立てられたらどうかと思います。例えば6百万円だった欠損額を2～3百万円にするとか、定量的な目標を定め、実績について達成度合いの振り返りなどの評価を行っていくのが必要であると思いますし、民間では当然行われていることです。</p> <p>市に対しては目標に向かって不納欠損額の減少を徹底していただきたいと思いますし、こういった取り組みを行うことが収納率の向上にも必ず繋がるものですので、引き続き努力していただくようお願いします。</p>
議長（会長）	<p>事務局は取り組み等についてよろしくお願ひします</p> <p>他に質疑はありませんか。</p>
委員	<p>資料の7ページについて質問させていただきます。</p> <p>私は、被用者保険代表として出席していることからお尋ねいたしますが、前期高齢者交付金については、資料のうち、県支出金の中に含まれているのでしょうか。</p>
事務局	<p>都道府県化以前には、前期高齢者交付金として、診療報酬支払基金から受け入れを行っておりましたが、平成30年度以降は埼玉県が事業費納付金の算定も含め、前期高齢者交付金を所管することとなりましたので、歳入項目として前期高齢者交付金の歳入はなくなっています。</p>
委員	<p>前期高齢者交付金の項目自体は県に移管されたとのことですが、歳入の県支出金の中身（構成）は分かりませんか。どういった内容で県支出金として、約31億円（令和4年度）が交付されていますか。</p>
事務局	<p>県支出金については、普通交付金と特別交付金に分かれています。</p> <p>普通交付金は、資料の歳出項目の保険給付費に対して交付されるもので、残りの部分は特別交付金として交付を受けているものになります。</p> <p>特別交付金については、保険者努力支援分、県繰入金（2号分）、国・特別交付金、特定健診分の4項目で構成されており、約7千万円が交付されています。</p> <p>前期高齢者交付金ですが、現状としては、先程も申し上げたとおり、事業費納付金の算定の際の財源として使われており、現時点での位の割合が投入されているか即答ができなくて申し訳ありません。</p>

委員	<p>ざっくりで構わないので、収入の何割位が前期高齢者交付金分となっているのでしょうか。</p> <p>被用者保険代表としてはその割合については、是非とも聞きたいところなので教えてもらえないでしょうか。</p>
事務局	<p>(埼玉県算定の事業費納付金の資料を確認しなければ回答が困難なため、お時間をいただき、会議の後半で以下のとおり回答し、了解をいただいた。)</p> <p>事業費納付金の算定の際の埼玉県資料を確認したところ、前期高齢者交付金につきましては、埼玉県が県内市町村の医療費に対する保険給付費を交付する際の財源として見込まれております。令和4年度算定の際には保険給付費(443, 434, 075, 588円)に対しまして、185, 124, 970, 926円が前期高齢者交付金となっています。県内の被保険者の見込数が1, 461, 001人ですので、白岡市の令和4年度の被保険者見込人数である9, 457人(令和5年度は9, 328人見込)で按分した金額については、概算で、1, 198, 306, 401円となりますので、県支出金のうち、この額が前期高齢者交付金の相当額であると考えられます。</p> <p>概ね、前期高齢者交付金と市に対する事業費納付金が半々程度の額になっているところでございます。</p>
委員	<p>概算額の1, 198, 306, 401円が資料7ページの歳入の一部として交付されているという理解でよろしいですか。</p>
事務局	<p>資料7ページの県支出金の財源として、前期高齢者交付金が措置されていると解釈いただいて問題ありません。</p>
議長(会長)	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>これより「令和4年度 白岡市国民健康保険特別会計決算(案)について」の件を採決いたします。本案について、原案のとおり適当と認め、答申することに御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声) 御異議なしと認めます。</p>

よって本件は、原案どおり適当と認め、答申することに決しました。

次に、2つ目の諮問事項でございます、「白岡市国民健康保険税の税率の改正について」の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

事務局

それでは、議案の「白岡市国民健康保険税の税率の改正について」御説明いたします。

お手元の資料2を御覧ください。

資料2は、「白岡市国民健康保険税の税率の改正について」でございます。

資料2をおめくりいただき、2ページを御覧ください。

「1はじめに」でございますが、国民健康保険制度改正についてでございます。

国保を含めたわが国の医療保険制度は、急速な高齢化の進行や医療技術の高度化等に伴う医療費の増大等により、厳しい財政状況に陥っています。特に、国保は、他の医療保険よりも高齢者の加入者や低所得層が多く、財政基盤がぜい弱であるという構造的な問題を抱えています。

このような状況から、平成30年度から国民健康保険を都道府県単位化し、都道府県が新たに財政運営の責任主体となり、市町村は引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業などを行うという制度改革が行われたところです。当市を含む市町村（保険者）は、県が決定した「事業費納付金」を納め、県から医療費の支払いに必要な「普通交付金」を受け取る仕組みとなりました。

次に、3ページを御覧ください。「2 国保税税率改正の経緯」でございます。

国民健康保険制度を受けての、当市の対応状況でございますが、まず、「(1) 平成30年度国保税税率改正」でございます。

白岡市では、埼玉県の決定する「事業費納付金」を納付するため、埼玉県が提示する「標準保険税率」を参考に国保税の税率改正を行いました。

また、賦課方式も4方式から2方式へ変更するとともに、できるだけ埼玉県の示す、応能割と応益割の割合を、標準割合（50：50）に近づけることとしました。

平成30年度の国保税の税率は、ページ中ほどの「平成30年度国保税税率」の表のように改正し、現在の応能割と応益割の割合も「53：47」と標準割合に近くなってきております。

次に、4ページ「(2) 令和2年度以降の国保税税率について」でござ

います。

平成30年度の国民健康保険の制度改正から2年が経過する、令和2年度以降の当市の国保財政の見通し、及び令和2年度の国民健康保険税の税率等を検討するため、令和元年度に白岡市国民健康保険運営協議会に諮問を行いました。

この諮問に対し、国民健康保険運営協議会から、ページ中ほどのとおり【答申】をいただきまして、国保財政調整基金を活用し、当面当市の国保税の税率を据え置くことといたしまして、現在に至っているところでございます。

さて、平成30年度からの国保の都道府県単位化に伴い、国民健康保険法第82条の2の規定では「都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営を推進するため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針を定めるもの」とされております。

5ページを御覧ください。令和2年12月に策定された、令和3年度から令和5年度までを対象期間とする「埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)」について、でございます。

この運営方針では、令和9年度から収納率格差以外の項目を統一する「準統一」を開始するため、県内市町村は令和8年度までに赤字(決算補填等目的の法定外一般会計繰入金)を解消することとされております。

「準統一」では、6ページになりますが、原則として、同じ世帯構成、同じ所得であれば、県内で同じ保険税率(完全統一)となることを目指すが、現段階では市町村間で収納率に差があることから、令和9年度から、収納率格差が是正されるまで、各市町村は県が提示する「市町村標準保険税率」どおりに暫定的税率を設定することとなります。

また、「市町村標準保険税率」とは、7ページになりますが、市町村が納付金を確保するために必要となる国保税の税率を、法令で定められた統一のルールに基づき算定し、埼玉県の標準的な税率水準と合わせ、市町村ごとに毎年度、提示される「目指すべき税率」です。

市町村は、「市町村標準保険税率」を参考にしながら、個別の財政事情などを踏まえて、それぞれの税率を決定することになります。令和9年度の「準統一」以降は、県内の全市町村が、県が市町村ごとに定めた「市町村標準保険税率」を適用することとなります。そして、時期は定められていませんが「完全統一」後は、埼玉県の「都道府県標準保険税率」に一本化されることになります。

現在、策定が進められております、令和6年度から令和11年度を対

象期間といたします「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」においても「保険税水準の統一」の考え方、「準統一」そして「完全統一」の進め方は引き継がれる方向でございます。

ここで、第3期の埼玉県国民健康保険運営方針について御説明させていただきますので、本日配布いたしました「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）【原案】を御覧ください。

この運営方針（第3期）は、現在埼玉県において、各市町村等の意見を聞きながら策定を進めているものでございまして、標題部に表示しておりますとおり「取扱注意」とさせていただき、会議終了後に回収させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、運営方針（第3期）の21ページを御覧ください。

「3 市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法」の「（2）保険税水準の統一」でございます。中ほど「統一の進め方」に「イ 準統一」が掲げられ、「令和9年度から収納率格差以外の項目を統一することができるよう、引き続き課題解決に取り組んでいきます。」とされます。

そして、24ページになりますが、「（4）標準保険税率の算定方法」の「①一イ 市町村標準保険税率」において、

- ・県が定める算定方式を用いて、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を算定します。
- ・保険税水準の準統一に当たっては、全ての市町村が市町村標準保険税率どおりに賦課することとします。とされております。

さらに、27ページになりますが、「4 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法」の「（2）準統一（令和9年度～）」の「①準統一の考え方」において、

- ・標準保険税率の算定に当たり、収納率格差以外の各項目の取扱いを統一することとします。
- ・各市町村は県が提示する市町村標準保険率（収納率格差を反映した統一の保険税率）どおりに税率を設定することとします。
- ・市町村標準税率と実際の税率に乖離が生じている市町村は、準統一に向けて段階的に税率改正を行うこととします。

とされているところです。

それでは、「資料2 白岡市国民健康保険税の税率の改正について」にお戻りください。

8ページを御覧ください。目指すべき税率である「市町村標準保険税率と当市現行税率の比較」でございます。9ページ中ほどの「標準保険税率と当市現行税率の比較のポイント」でお示ししましたとおり、

- ① 現行税率は、医療分の所得割以外、すべて目指すべき標準保険税

率を下回っている。

② 合計で所得割が0.64%、均等割が約2万3千円標準保険税率を下回っている。

③ 医療費の財源となる医療分の均等割、後期高齢者を支援する支援分の所得割・均等割、介護分の所得割・均等割が標準保険税率と大きく乖離している。などの状況にあります。

近隣市町など県内の他の市町でございますが、11ページにありますとおり、蓮田市の所得割の差1.39%、均等割の差34,060円など、主に均等割に大きな乖離がみられている状況です。県内市町村の平均でも、所得割で0.76%の差、均等割で22,914円の差が生じているところでありまして、県内市町村は、本年度に埼玉県が策定する「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」を踏まえ、令和9年度までに埼玉県が提示する「市町村標準保険税率」となるよう保険税の税率の改正を検討しているようございます。

1ページ戻りまして、10ページを御覧ください。このような状況を受けまして、当市の「4 令和6年度以降の国民健康保険税の税率改正の方向性」でございます。

当市でも、令和9年度の「準統一」のため、令和9年度に当市の国保税率が、埼玉県が提示する「市町村標準保険税率」となるよう税率の改正を行っていきたいと考えております。令和5年度の現行税率と県が提示した当市の「標準保険税率」には前出のとおり大きな乖離があります。保険税率の改正が一気に行われた場合、被保険者の負担となることが予想されますことから、激変緩和として段階的に税率の改正を行う必要があります。

このため、当市といたしましては、適正な保険税の改正を行っていきたいと考えております。この度、白岡市国民健康保険運営協議会に諮問を行い、御審議をお願いしたところでございます。

12ページを御覧ください。「5 税率改正案」でございます。

令和9年度の「準統一」のため、令和9年度に当市の国保税率が、埼玉県が提示する「市町村標準保険税率」となるよう税率の改正を行っていくに当たり、被保険者（納税義務者）の皆さんへの負担などを考慮しまして、いくつかの改正案を考えております。

まず、「第1案」でございます。

令和8年度までは現行の保険税率を据え置き、「準統一」となる令和9年度に埼玉県が提示する「市町村標準保険税率」に合わせるというものです。

この場合、「3 標準保険税率（目指すべき税率）と当市現行税率の比較」でお示しした差分が一気に引き上げ等となるため、被保険者の皆

さんには大きな負担感が生じるものと予想されます。

次に、「第2案」でございます。

標準保険税率との差分を、激変緩和措置とし、3回に分けて引き上げる案です。

現行の保険税税率は、平成30年度の制度改正に伴い採用したもので、5年間据え置かれているため、差分の「3分の1」程度をとりあえず令和6年度に引き上げを行い、その改正税率を令和7年度は据え置き、その後、令和8年度、令和9年度で残りの差分を引き上げるというものです。

次に、「第3案」でございます。

標準保険税率との差分を、激変緩和措置とし4回に分けて、つまり、毎年度引き上げるものであります。

埼玉県では、市町村が保険給付に必要な費用を交付するための財源として、国民健康保険事業費納付金を徴収することとなっていますが、「準統一」が実施される令和9年度以降は、市町村は毎年度、埼玉県の示す「標準保険税率」に合わせて保険税率の改正を行うことが必要になると予想されます。

次に、14ページを御覧ください。「6 税率改正案のイメージ」でございます。

それぞれの案を比較のため、イメージ図にしたものでございます。なお、各案の率や金額はあくまでも、参考として示したものでございまして、税率の改正回数で単純に除したものを表記したものでございます。また、各改正案のイメージをもとに、各改正案の年度ごと、モデルケースごとの負担の状況を、A3横長の資料として、14-1、14-2、14-3ページでお示しいたしました。

それぞれのページの内容ですが、まず14-1ページでございますが、第1案でございまして、令和8年度までは現行の保険税率に据え置き、「準統一」となる令和9年度に埼玉県が提示する「市町村標準保険税率」に合わせる案でございます。

次に、14-2ページでございますが、第2案でございまして、標準保険税率との差分を、激変緩和措置とし、3回に分けて引き上げる案でございます。

最後に、14-3ページでございますが、第3案でございまして、標準保険税率との差分を、激変緩和措置とし4回に分けて、つまり、毎年度引き上げる案でございます。

そして、モデルケースといたしましては、

ケースaは、単身で暮らす世帯で、年金収入150万円という場合、

ケースbは、単身で暮らす世帯で、給与収入350万円という場合、

ケースcは、夫婦2人の世帯で、夫と妻の年金収入がそれぞれ240万円、80万円という場合で、

ケースdは、家族3人で暮らす世帯で、夫と妻の給与収入がそれぞれ300万円、50万円とした場合でございます。

参考ではありますが、白岡市の国保は、単身、又は二人で加入している世帯が多くを占めております。

それでは、モデルケースのそれぞれの案ごとの具体的な金額を御説明申し上げます。

例えば、ケースaでございますが、第1案では、令和8年度までは負担増はありませんが、令和9年度で一気に6,100円の負担増となります。

第2案では、令和6年度で2,100円の負担増、令和7年度では負担増はありませんが、令和8年度で2,100円、令和9年度で1,900円の負担増となります。令和9年度まででは、合計6,100円の負担増とはなりますが、段階的な負担の増となっております。

第3案では、令和6年度で1,600円の負担増、令和7年度で1,500円、令和8年度で1,600円、令和9年度で1,400円の負担増となります。令和9年度まででは、合計6,100円の負担増とはなりますが、さらに段階的な負担の増となっております。

ケースb、ケースc及びケースdについても同様な状況です。

これらのモデルケース別の結果からわかりますとおり、改正の回数が少ないと1回当たりの負担金額が急激に高くなります。なるべく被保険者の負担感を軽減するため、3回又は4回の改正とした方が望ましいと考えております。

最後に、他自治体の状況ですが、近隣や類似規模の市に意向を確認したところ、多くが令和9年度の「準統一」に向けて、「市町村標準国保税率」に合わせるべく段階的な税率の改正を検討していくとのことでございます。

そこで、今回は、令和9年度の「準統一」に向け、埼玉県の示す「市町村標準保険税率」に合わせるため、「改正の回数」にポイントを絞り、御審議をいただければ幸いです。具体的な税率等の試算については、委員の皆様の御意見を伺い、次回以降の協議会にて、あらためて詳細な資料をお示ししたいと考えております。

なお、今回の国民健康保険税の税率の改正の御審議に当たりまして、15ページ以降に、当市の国民健康保険の基礎的な資料を掲載いたしましたので審議の参考ととしていただきたいと存じます。

最後に、23ページを御覧ください。

「今後の見込み」でございます。

	<p>この表は、今後の被保険者の数をもとに、埼玉県で示される国保事業費納付金やその他の支出と、その財源としての国保税や基盤安定負担等の収入を見込んだものでございます。</p> <p>現状の国保税率を据え置いた場合、収支不足が見込まれます。この収支不足を補うため、国保財政調整基金を活用していくこととなります。が、令和9年度には国保財政調整基金も残高がなくなり、国保財政上大変困難な状況が予想されます。</p> <p>このような状況からも、国保税の税率改正を行っていく必要性があります。</p> <p>以上で「白岡市国民健康保険税の税率の改正について」の説明を終了させていただきます。</p> <p>よろしく御審議の程、お願い申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
委員	<p>11ページの、市町村標準保険税率と現行税率の比較の表についてですが、ここに「標準」と書かれているのは、埼玉県が毎年試算を行い指定する税率の令和5年度時点のものと思われますが、収納格差でアジャストしているものと考えた場合、これまでの説明では、白岡市の収納率は県内でも高い部類であるとのことでしたが、資料では、白岡市の標準税率は収納率が高いにも関わらず、更に高い標準税率が課されているように思われます。</p> <p>要するに、収納率の低い市町村の標準税率を高くしてバランスを取るというのであれば理解できますが、収納率が高いはずの白岡市の標準税率が近隣市町との比較で高くなっているのはどういうことか理解に苦しみますので、これについて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>各市町村によって収納率に格差がありますが、収納率格差以外の部分を統一するのが令和9年度の準統一となります。</p> <p>これまでには、医療費の受診状況なども加味して事業費納付金及び税率が設定されておりましたが、令和9年度からは収納率格差以外は加味されなくなります。資料は令和5年度時点のものであるため、医療状況等も含めて標準税率が算定されています。</p>
委員	<p>令和5年度の白岡市の標準税率について、収納格差だけを加味した場合にはどのようにになりますか。</p>

	白岡市は税収納率が高いので、標準税率が下がり、近隣 10 市町の中でも低くなるものと思われますが、資料では逆になっているようにも見えることから説明をお願いします。
事務局	収納格差以外の要素を除外して算定された標準税率については、現時点では資料を有していないことから、どの程度かお示しするのは難しい状況です。
委員	算定資料がないとのことですが、収納格差だけを反映して試算すれば、白岡市の標準税率は近隣と比較してかなり下の方になると考えていますが、そのような理解で問題ありませんか。
事務局	<p>本日お示ししている資料での標準税率は令和 5 年度のものであり、令和 5 年度の標準税率の算定に際しては、埼玉県の第 2 期運営方針に定められた算定方法に基づいています。</p> <p>御説明させていただきましたとおり、第 3 期運営方針に基づき、準統一後の収納率格差だけを反映して標準税率を算定した場合には、収納率が高い市町村の標準税率は低い市町村の税率よりも低くなりますが、資料でお示ししている白岡市の 12.1 % の税率は、第 2 期運営方針の人口規模ごとに定められた税率である 9.4 % により算定されております。</p> <p>白岡市の収納率は 9.7 % 弱ですので、この収納率の差分はお示ししているものよりも低く算定されることから、現在 12.1 % の税率は 11 % 台まで下がることは間違いないありません。</p>
委員	<p>分かりました。</p> <p>但し、収納率格差だけによる具体的な算定数値はお持ちではないということですね。</p>
事務局	そのとおりです。
委員	<p>質問ではありませんが、改正回数に対する意見を述べさせていただきます。</p> <p>22 ページの資料（実質収支の推移）を見ますと、税率改正を行った平成 30 年度以降の実績が示されています。これを見ると現状でもバランスが取れているように思われ、更に、国民健康保険財政調整基金の額が増えてきていることから、逆に税率を下げても良いのではないかと感じられます。</p> <p>今後の方針性が分からることから、税率を下げるという議論は必要</p>

ないと思いますが、過去5年間については比較的に順調に推移しており、少しは余裕があることが見てとれます。

先行きには色々な数字があるし、説明にもあったとおり令和9年度の市町村標準税率が具体的に示されている訳ではないので、どのように想定していくか悩まなければならない状況の中、資料には改正案として第1案から第3案が示されています。

なお、説明の中で、第1案については、負担感が大きいことから、負担感を少なくするため、階段状に上げるとのことですが、負担額自体は第1案が最も少なくなるものであることから、第1案がベストだと思っています。

平成30年度の審議では、財政状況に応じて税率の見直しを行っていこうということで、税額に不足が生じた時点で不足分の税率を上げるというのが、被保険者の負担が一番少なくなります。

説明の負担感というのは言葉の問題であり、実額の負担が少ない方がベターであると考えていることから、これまでの状況も踏まえて第1案がベストであるとお伝えさせていただきます。

議長（会長）

ありがとうございました。

只今、第1案が良いのではないかとの意見がありましたら、この他に御意見がございますか。

委員

まず、私たち委員の任期は令和6年12月31日までであり、任期が終わった後の令和9年度までの改正についてこの場で決めてしまつて良いのか疑問に思います。

私たちが審議して決めるべきは任期に基づく単年度ごとのものではないかと感じています。

もう1点は、保険者はあくまでも市町村であるにも関わらず、埼玉県の指示に従わなければならぬのかという点についてです。

埼玉県は、令和9年度に準統一を行うことですが、完全統一というのは実際にあるのでしょうか。また、現時点では、課税方式が2方式・3方式・4方式の市町村がありますが、漏れなく2方式に一本化されるのか疑問に思っています。

埼玉県が改正に関する施策を決めていますが、もう少し、県が市民や被保険者の立場に立つべきではないかと思います。

例えば、運営協議会の委員だけでも構ないので、全県的な説明会等を開催した後に市町村の施策を決めるべきではないかと思います。

議長（会長）

ありがとうございました。

	改正等は、単年度ごとに行うべきではないかとの御意見でした。 他に御意見がございますか。
委員	資料に22ページに記載の一般会計からの法定外繰入金ですが、令和4年度は0円だったのでしょうか。
事務局	<p>一般会計からの繰入金については二通りありますて、一つは「法定内繰入金」でもう一つは「法定外繰入金」です。</p> <p>法定内繰入金については、法定で定められた金額を繰り入れるべきものですので、白岡市でも繰入れを行っています。</p> <p>法定外繰入金につきましては、白岡市でも令和3年度までは受け入れおりましたが、基金の残高の状況と財政部門との調整により、令和4年度は繰入れを行っておらず、同様に令和5年度も繰入れの予定はありません。</p>
委員	法定内繰入金と法定外繰入金があるとのことですが、どちらも一般会計からのお金であることに変わりはありませんか。
事務局	<p>法定内繰入金は特別会計が一般会計から繰り出しを受けて然るべきものとなりまして、一般会計に対して、国や県から（基準に応じた）交付金（負担金・交付税）が措置されます。そして、一度、一般会計を経由した交付金等を特別会計に対して繰り出すこととなります。</p> <p>法定外繰入金については、赤字補填など、特別会計で不足する予算を一般会計から措置するものでございまして、すべて一般会計の持ち出しとなるのですが、この法定外繰入金については、現在、白岡市では行っておりません。</p>
委員	確認ですが、法定内繰入金についても、一般会計からの負担で良いですか。
事務局	<p>法定内繰入金も形式的には一般会計が負担をしておりますが、一般会計が負担する分の財源として、一般会計のみが負担をするのではなく、（内容によって異なりますが）例えば、国が2分の1、県と市町村が各4分の1の按分の負担をすることなどとなっています。</p> <p>国保の施策のうち、基準に定められたものにつきましては、応分の負担が国・県からされることとなっています。</p> <p>法定外繰入金については、白岡市では行っておりませんが、他の市町村では行っているところも多く、税率が必要額を満たさないことから、</p>

	<p>赤字補填として繰入れを行っているというのが顕著な理由です。</p> <p>白岡市ではそのようにならないよう、今般の税率改正もその一環となります。今後の赤字を生み出さないように措置するという面もありまして御提案をさせていただいております。</p> <p>現時点では健全な運営ができているものの、今後の財政状況厳しくなることが想定されますので、現状のままでいると赤字に転落することも十分に考えられ、最悪な場合には赤字補填を行わざるを得なくなることが考えられます。</p>
委員	<p>説明を聞く限り、埼玉県の施策は法定外繰入金を無くすためのものであり、法定外繰入を行わずとも立ち行けるだけの保険税率を県が設定し、それに向けて各市町村が保険税率を上げていくことを目標としていると思われます。</p> <p>白岡市の今般の改正も、県から示された必要な税率に対して、現在不足している税率の上げかたをどのようにしていくかが図られており、法定外繰入を行わずともやっていけるだけの税率の設定はどのようにすべきか決めていく必要があるという認識で間違いないですか。</p>
事務局	御理解のとおりで間違ひありません。
議長（会長）	他に何かございますか。
委員	<p>第1案から第3案のいずれが良いかという点についてですが、公平性を考えた場合には第3案が良いのではないかと思います。</p> <p>その理由ですが、令和6年度の加入者と令和9年度（まで）の加入者では異なる方がいると思います。且つ、世の中の動きもこれからの数年間でどう変わっていくかが分からぬところも考えますと、毎年少しづつ積み上げていく形の方が公平なように感じていますので、第3案が適当ではないかと思います。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>第3案が良いのではないかという御意見でした。</p> <p>他に御意見はございますか。</p>
委員	<p>先程の説明の中で、後日また会議を開催されることですが、その際に、埼玉県などに問い合わせていただき、各市町村の改正状況や各市町村の標準税率の比較表など、県内全体の資料提供をお願いしたいと思います。それも見ながら、本日の意見等も加味して決定していったら良</p>

	いのではないかと思いますがいかがでしょうか。
議長（会長）	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p>
	<p>本来であれば、事務局から諮問のありました「令和6年度以降の税率改正における、見直し回数等について」御意見を伺いたいところですが、質疑の中で色々な御意見があり、本日の会議で今後の方針を探決することは難しいと思われる所以、令和6年度の税率改正及び令和7年度以降の改正方針については、毎年、改正の有無等を含めた検討を行うこととし、今般の諮問事項については、次回の会議で事務局から具体的な改正案を示していただき、改正方針等を検討するということでいかがでしょうか。</p>
委員	<p>1点申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>毎年、白岡市の広報で国保の軽減や普通徴収や特別徴収など国保の制度についてお知らせをいただいておりますが、この広報についてもう少し積極的に活用されたらどうかと思っています。</p> <p>例えば、国保の制度についても後期高齢者医療の保険料率と同じように県単位で税率が統一されますとか、確定ではないまでも具体的な改正方針等を示して、市民に周知を図ることも必要ではないでしょうか。</p> <p>掲載したから、皆さんが制度や改正について理解するかは別の話となります。少なくともこういったお知らせをしていかないと、突然、税率が変更されることを知ることともなりますので、是非とも広報誌等を活用して、制度等に関して周知を図っていただきたいと思っています。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>国民健康保険税の税率改正に関する答申を次回に持ち越すことにつきましては御異議がないようですので、次回の会議に持ち越すことと決しました。</p>
	<p>次に、「(2) その他」の議題に入らせていただきます。</p> <p>「令和5年度 白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について」事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、報告事項である「令和5年度白岡市国民健康保険 特別会計補正予算（第1号）（案）」につきまして、御説明を申し上げます。</p> <p>資料3の2ページを御覧ください。</p>

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ 5,555万3千円を追加し、予算総額をそれぞれ 46億8,812万6千円とするものでございます。

はじめに、歳出について説明させていただきますので、4ページの上段を御覧ください。

1款 総務費につきましては、出産の際の産前産後保険税免除制度が令和6年1月から施行されることに伴い、これに対応するためのシステム改修費等を計上したものでございます。

2款 保険給付費につきましては、社会保険で受診した医療費分について、保険証の遡及喪失に伴い、従前の保険組合から保険者間調整の依頼があり、予定外に高額な療養費（約8百万円）の支出があったことから、支出見込額の再推計の結果、増額を行うものでございます。

3款 国民健康保険事業費納付金につきましては、国保事業の広域化（都道府県化）に伴い、主体となる埼玉県が各市町村に療養費等を交付するための費用に充てるため、白岡市に割り当てられた負担金となります。

補正内容ですが、埼玉県から提示される試算額等について、予算編成時の試算額（いわゆる秋の試算の際の額）と、本算定における確定額の総額には変更はなかったものの、内訳（医療分・後期高齢者支援分・介護分）に変更が生じたことから、確定額に合わせて修正を行ったものでございます。

次に、9款 諸支出金につきましては、国民健康保険税に過誤の徵収があった場合の被保険者への還付金や国や県からいただいた補助金等に剩余金が生じた場合の返還金等でございます。

今般の補正ですが、療養費等の保険給付費として令和4年度に埼玉県からいただいたおりました交付金と実際の保険給付費の実績報告の結果、交付金が超過交付となりましたことから、返還金等について補正を行うこととしております。

10款 予備費につきましては、不測の事態に備えるため、2,000万円の増額を行わせていただくものでございます。

次に、歳入について御説明させていただきます。

資料の3ページにお戻り願います。

3款 県支出金につきましては、先程説明させていただきました、歳出予算の2款保険給付費につきまして、全額、県から交付を受けるべき支出となりますので、療養費の増額分を増額するものでございます。

5款 繰入金につきましては、職員給与費等繰入金を増額し、基金繰入金を減額するものでございます。

職員給与費等繰入金につきましては、先程説明させていただきました、歳出予算の1款総務費が法定内繰入金として一般会計から負担すべ

	<p>き事務費となりますので、総務費の増額分を増額するものでございます。</p> <p>次に、当初予算編成時には、歳出額に対する歳入額の不足を補うため財政調整基金からの繰入金を計上しておりましたが、次に説明させていただきます「繰越金」の増額がありましたことから、歳入と歳出が均衡するよう、基金繰入金については減額するものでございます。</p> <p>6款 繰越金につきましては、令和4年度の決算により繰越金額が2億3,213万6,539円となりましたので、当初予算で見込んだ繰越金との差額2億2,213万6,539円分を増額するものでございます。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p>
	<p>続いて、2点目の「白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、「専決処分の承認を求めるについて」御説明させていただきますので、恐れ入りますが、資料4を御覧ください。</p> <p>今年1月開催の国民健康保険運営協議会におきましても、御説明させていただいているが、「令和5年度税制改正の大綱」により、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げる等の地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年4月1日に施行（令和5年3月31日公布）されたことに合わせまして、緊急に国民健康保険税条例の一部を改正する必要があったため、地方自治法の規定に基づき、当該条例を専決処分し、令和5年第2回白岡市議会定例会におきまして承認を得たものでございます。</p> <p>改正の主な内容でございますが、4ページの「2 改正の概要」を御覧ください。</p> <p>(1)につきましては、国民健康保険税賦課限度額の改正でございます。</p> <p>賦課限度額を地方税法施行令で定められた額と同額とするものでございまして、後期高齢者支援金等分に係る賦課限度額を、20万円から22万円に改正したものでございます。基礎課税分（医療分）と介護納付金分については、今回は改正がありませんでしたので、賦課限度額の合計額としては、従前の102万円から104万円に増額したものでございます。</p>

次に、(2)につきましては、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の改正でございます。

前年度の所得が一定以下の世帯に対しては、国保税の均等割額の軽減を行っておりますが、物価上昇等に伴い世帯所得が上がった場合に、軽減を受けられなくなることのないよう、判定基準額が引き上げられたものでございまして、被保険者等1人につき加算する金額を、5割軽減世帯については、28万5千円から29万円に、2割軽減世帯については、52万円から53万5千円に引き上げたものでございます。

なお、この専決処分によりまして、当市の賦課限度額及び軽減判定額につきましては、埼玉県が策定いたしました「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づく、法定額となったところでございます。

次に、5ページを御覧ください。

(3)につきましては、解雇などの非自発的な理由により会社を退職された方に対する、「特例対象被保険者に係る申告」の際の提示書類について、従来のハローワークから交付される「雇用保険受給資格者証」に加えて、電子申請を行った場合には、「雇用保険受給資格通知」で手続きができるようになりましたことから、規定の整理を行ったものでございます。

なお、施行期日につきましては、政令の施行日と同日の令和5年4月1日から適用することとなってございます。

資料4の説明は以上でございます。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、3点目の「データヘルス計画に基づく保健事業の状況について」事務局からの説明を求めます。

事務局

資料5 データヘルス計画に基づく保健事業の令和4年度の状況について、御報告いたします。

まず、データヘルス計画について御説明しますと、データヘルス計画は、国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防、健康寿命の延伸のため、レセプトデータや健診データを活用し、地域の特性に応じた効果的な保健事業を実施することを目的に作られており、特定健診の受診率の向上や、医療費の適正化を目標に掲げているもので、第2期計画の期間は、平成30年度から令和5年度、今年度までです。

（1）のデータヘルス計画の優先順位1の目標「特定健康診査・特定

保健指導の受診率向上」につきまして、

特定健診受診率は、全国に法定報告値として公表されており、人間ドックや事業主健診など特定健診に値するデータを含めて特定健診として結果が報告できるもので、実施年度の翌年12月頃に法定報告値が確定されます。

先程、令和4年度決算の説明において、特定健診受診率等の説明がありましたとおり、令和2年度特定健診受診率、特定保健指導実施率は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和元年度より低下しておりましたが、令和3年度の特定健診受診率は法定報告値で40.5%と回復しております。令和4年度の特定健診受診率の法定報告値はまだ確定していませんが、6月27日現在の県からの速報値では41.5%と、上昇がみられています。

受診率の向上を図るため、資料中ほどのく関連する保健事業の、受診勧奨、周知啓発活動の欄にありますように、過去の受診履歴から分析したタイプ別の未受診者受診勧奨の通知や、SMS配信による案内、本日のようにポロシャツ着用PRなど、毎年内容を見直しながら実施しております。今年度は、PRの場として参加していました「白岡まつり」が再開されることから、周知啓発活動に協力いただいている第一生命保険株式会社と8月26日の「白岡まつり」に参加する予定です。

裏面を御覧ください。

(2) のデータヘルス計画の優先順位2の目標「生活習慣病の重症化予防」については、人工透析患者の割合と、内臓脂肪症候群・予備群、いわゆるメタボリックシンドローム該当者の割合を指標とし評価しています。

糖尿病は悪化するとあらゆる合併症を引き起こし、人工透析に至ると本人の心身への負担も大きく、高額な医療費がかかります。そのため、県と共同で糖尿病性腎症重症化予防対策事業を開催しており、人工透析患者の割合は令和4年度で被保険者に対し0.42%、39人で、令和3年度から変動はありませんが、経年的には増加傾向です。

内臓脂肪症候群・予備群の割合については、まだ令和4年度の国保データベース上の結果集計がされていない状況ですが、特定保健指導を利用する方が増えることで生活習慣が改善される方も増えるよう、令和4年度は、特定保健指導の実施期間の延長やICT(情報通信技術)を活用した支援をいたしました。

(3) のデータヘルス計画の優先順位3の目標「健康意識・医療費への関心の向上」については、ジェネリック医薬品数量シェアの割合を指標しております。令和4年度は78.2%で、ジェネリック医薬品使用による効果額は令和5年1月時点での約565,064円と、医療費の

適正化に寄与できています。ジェネリック医薬品数量シェアは徐々に上昇しているものの、県内市町村順位は 63 市町村中 61 位と低く、更に目標値の 80 % に近づけるよう啓発等を行っていく必要があります。

また、資料の一番下を御覧ください。

適正な医療受診・服薬についての理解と意識の啓発を促すため、令和 3 年度から、重複服薬・多剤投与者に対する個別通知を行い、令和 4 年度の実施は、重複服薬者 4 人、多剤投与者 30 名でした。引き続き、今年度も安全な服薬と医療費の適正化のために通知を行う予定です。

今後とも、被保険者の皆さまの健康維持のため、特定健診の推進、受診率向上に向けて、また、医療費の適正化に向けて御協力くださいますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、データヘルス計画に基づく保健事業の状況についての説明とさせていただきます。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、4 点目の「第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画の策定について」事務局からの説明を求めます。

事務局

資料 6 第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画の策定について、説明いたします。

先ほどの説明でも申し上げましたように、現在の第 2 期データヘルス計画の実施期間は、今年度までで、第 3 期特定健康診査等実施計画と一緒に策定したものとなっております。そのため、次期計画を現在作成しているところです。

資料 6 を御覧ください。

1、2 のそれぞれの計画策定の経緯は資料を御参照くださるようお願いいたします。

3、第 3 期データヘルス計画及び第 4 期健康診査等実施計画について、実施期間は 6 か年、来年度から令和 11 年度となります。

計画の構成は、基本的には、第 2 期データヘルス計画のスタイルを継承しつつも、國の方針として、都道府県毎に計画の標準化を進めている共通の評価指標に合わせ、健康状況を経年的に観察でき、保健事業の進捗状況を確認、客観化できる構成とする予定です。

計画の策定は、令和元年度から特定健診受診率向上事業で委託し、白岡市のデータ、現状を把握している、株式会社キャンサースキャンに委

託し、経年的な情報分析などで協力をいただいております。
策定スケジュールについて、裏面を御覧ください。
現在、KDB（国保データベース）からデータを抽出し、これまでの経過の確認や分析を行っているところで、これから、健康課題を整理し個別保健事業などの検討を行っていきます。
今後は、10月以降に、運営協議会において、計画の素案を提示し御意見を伺い、12月から1月にパブリックコメントを実施したあと、運営協議会において最終確認をさせていただき、3月に策定完了とする予定です。進捗の御報告をしてまいりますので、引き続き御協力くださいますようよろしくお願ひいたします。
以上、簡単ではございますが、データヘルス計画及び特定健康診査実施計画策定についての説明とさせていただきます。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

ただいまの「その他」の事項については報告事項でございますので、委員の皆様には御理解くださるよう、よろしくお願ひします。
これ以外で何かございますか。

事務局

出産した被保険者等に係る産前産後保険税免除制度について御説明させていただきます。本日配布した「追加資料」を御覧ください。
初めに、1「出産した被保険者等に係る国民健康保険税の免除措置の概要」について、御説明させていただきます。
全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「法」という。）が公布され、出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険税の免除制度が設けられました。この措置につきましては、令和6年1月1日から施行される予定でございます。

また、法の公布に伴い、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号。以下「政令」という）が令和5年7月20日に公布されました。

免除措置に関する法及び政令の概要は次のとおりとなります。

	<p>(1)の地方税法の一部改正ですが、市町村は、国民健康保険税の納稅義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納稅義務者に対して課する所得割額及び均等割額を減額することとなります。</p> <p>(2)の地方税法施行令の一部改正についてですが、</p> <p>「ア」として、世帯に出産被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額が減額されます。</p> <p>次に、「イ」ですが、アに基づき減額される額は、出産被保険者の出産の予定日（厚生労働省令で定める場合には、出産の日）の属する月の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（原則4か月で多産の場合は6か月）に係る所得割額及び被保険者均等割額となります。</p> <p>(3)の免除措置に係る財源についてですが、市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、地方税法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財源の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければなりませんとされています。</p> <p>国は、政令で定めるところにより、前述の繰入金の2分の1に相当する額を負担することとなります。</p> <p>また、都道府県は、政令で定めるところにより、前述の繰入金の4分の1に相当する額を負担することとなります。</p> <p>次に、2 関係条例等の改正について御説明します。</p> <p>今後、国から免除措置に関する運用、取扱いや関係条例の改正のための条例（例）に関する通知があるものと思われます。当市といたしましては、法及び政令の制定趣旨を踏まえ、関係条例等の改正を行っていく予定でございます。</p> <p>つきましては、詳細が決まり次第、関係条例等の改正などについて、国民健康保険運営協議会に御報告させていただきますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上が産前産後保険税免除制度の御説明となります。</p>
議長（会長）	何か御質疑等はございますか。
委員	説明の中の、(3)免除措置に係る財源について、国は2分の1、県が4分の1ですので、市も4分の1を負担するということかと思いますが、

	法定内繰入における繰入れ割合はすべて、この割合によるものとなりますか。
事務局	法定内繰入におけるすべての予算措置が同じ割合という訳ではなく、それぞれの内容に基づき、予算措置の基準額が定められています。
議長（会長）	<p>他に何かございますか。</p> <p>それでは、特にないようすで以上で本日の議事は終了とさせていただきます。委員の皆様の御協力によりまして、議事を無事終了することができました。御協力に感謝を申し上げまして、議長の役を降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
司会（課長）	<p>佐々木会長ありがとうございました。</p> <p>また、皆様には、慎重に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>ここで事務連絡をさせていただきます。</p> <p>次回の国民健康保険運営協議会でございますが、本日御審議をいただきました税率改正等を基に、実際の改正率や額等を算定し10月下旬を目途にお諮りしたいと考えておりますので、委員の皆様にはお忙しいところ恐縮ですが、次回も御出席を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これをもちまして、白岡市国民健康保険運営協議会の会議を閉会いたします。本日は、長時間にわたりお疲れ様でした。</p>

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 9 月 29 日

(議長(委員長・会長)その他これに準ずる者の署名)

会長

佐々木操